

行政視察報告書

令和7年7月11日

前橋市議会議長 様

会派：前橋令明

議員 小渕 一明

議員 堤 波志芽

議員 横山 勝彦

議員 林 幸一

議員 佐藤 祥平

議員 木部 秀人

議員 下田 一成

議員 水野 芳宣

記

1 期 日

令和7年6月30日（月）～ 7月2日（水）

2 視 察 先

- ・大阪府大阪市
- ・岡山県岡山市
- ・石川県能美市

3 視察事項

- ・大阪市 子育て応援ヘルパーについて
- ・岡山市 岡山芸術創造劇場ハレノワについて
- ・能美市 市営住宅への外国人受入れについて
空き家対策について

4 視察概要

別紙のとおり

子育て応援ヘルパーについて

大阪市 こども青少年局 子育て支援部
児童支援対策担当課長 小山 延江氏

概要

大阪市は、昨今の核家族化や近隣とのつながりの希薄化により子育て家庭が周囲からの支援を得にくい状況に直面していると認識しており、特に0～2歳児を育てる家庭では育児疲れやストレスが大きく最悪の場合には虐待につながるケースもあるとの課題意識がある。昨年度、国の「こども未来戦略」でも0～2歳児への支援が手薄であったという認識が示されたことを受け、大阪市では利用できるサービスが不足している現状を改善するため保育施設や在宅支援の強化を進める方針となった。

この背景から、令和7年4月15日より「子育て応援ヘルパー派遣事業」が開始された。本事業の目的は、子育て家庭が安心して子どもを育てられる環境を整備すること、そして子育てが「大変だけではなく楽しい」と感じられるように支援することとされている。

対象は0～2歳児を養育する全ての家庭で約5.2万人。事業内容は食事の準備・洗濯・掃除等の「家事支援」、おむつ交換・沐浴介助・きょうだいの保育所等の送迎支援等の「育児支援」の二つである。これらは保護者在宅のもとで行われる。利用者は1時間あたり1,500円で、1回あたり2、3、4時間のいずれかの利用ができ、生活保護世帯や市民税非課税世帯は無料で利用できる。利用上限は0歳で合計40時間まで、1歳で合計20時間まで、2歳児は合計20時間までである。令和7年度の本事業予算は409,729千円となっている。

事業運営体制は、大阪市、運営事業者および訪問支援事業者で、運営事業者はコールセンター運営、利用登録、予約受付などを担当し、訪問支援事業者は実際に訪問支援を行う。訪問支援事業者は、訪問型家事育児支援の実績があり、大阪市全域でのサービス提供が可能であることが条件である。

利用の流れは、子育て世帯が事前に利用登録し、利用したい日時と希望する業者を選択し、ウェブサイト（スマートフォン対応）または電話で申し込む仕組み。利用料金は訪問支援事業者が直接徴収する。

利用実績は、開始から2～3か月時点で延べ利用回数が4月259回、5月395回。利用者アンケートでは87%の利用者が育児負担軽減への実感が得られたと回答。利用料金への評価では62%の利用者が肯定的に評価している。改善要望として、利用上限時間の拡大、予約可能期間の延長、利用時間帯の拡大が挙げられている。

所感

民間サービスでは、親が不在でも子どもを預かったり、家事のみを行ったりするサービスもあるが、本事業は「保護者と子どもが一緒にいる中での支援」を原則としており、保護者が同席の上でのサービス利用による安心・安全を最優先としていることが確認できた。10日前の事前予約の仕組みから、突発的なニーズに対応できるものではないため、計画的に利用するサービスであることを醸成する啓発活動も必要ではないか。利用者の口コミ等も活用することで利用者目線での活用のメリット・デメリットを可視化し、利用促進に繋げることが重要である。6月時点での利用登録件数が約2,800件、登録児童数が約3,200人と、本事業が令和7年4月15日より訪問支援開始であるため、今後の認知施策がどのように登録数・利用実績に現れるのか注目したい。

前橋市では、生後3か月以上の乳幼児から小学校6年生までの子どもを持つ家庭向けに「ファミリー・サポート・センター」が1時間700円から、生後6ヶ月未満の赤ちゃんを持つ家庭向けに「産後ヘルパー派遣事業」が1時間500円から利用可能である。本事業の利用にあたる自己負担は1時間1,500円で1回あたり2時間から利用可能、つまり1回3,000円である。利用者アンケートでは「やや安い」が22.4%、「とても安い」が39.7%と肯定的な回答が多いものの、計画的に気軽に利用促進を図る上では利用料金設定の改定も視野に入るのはないかと思料する。

岡山芸術創造劇場ハレノワについて

岡山市スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課

課長補佐 上西 英二氏

主任 安田 智之氏

岡山芸術創造劇場 副劇場長兼ゼネラルマネージャー

森安 浩一郎氏

概要

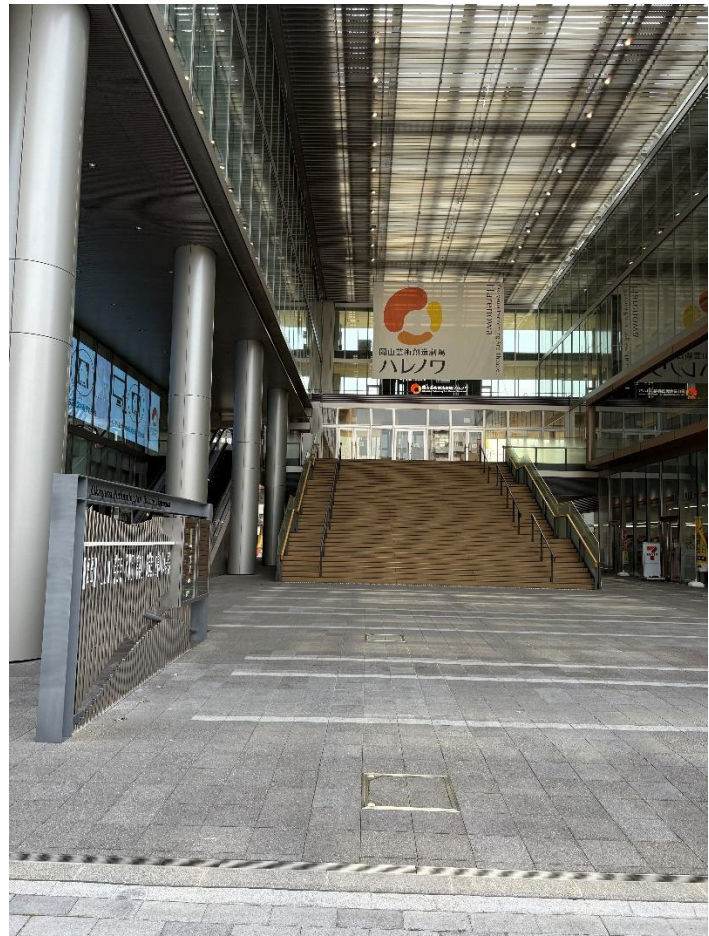
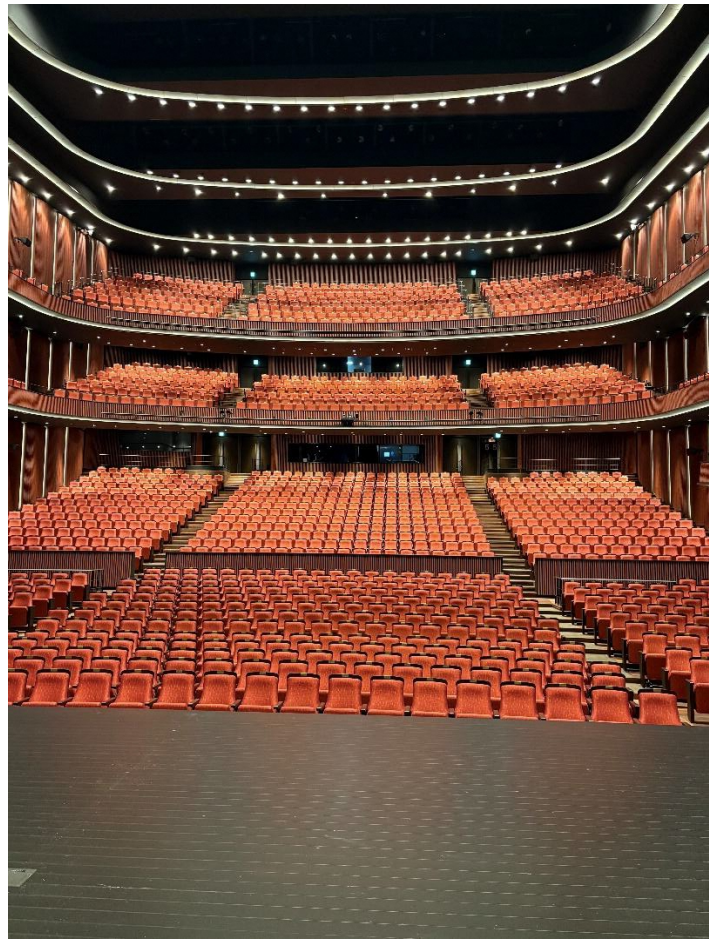
岡山市は面積約790平方キロ、人口約70万人の中規模の政令指定都市であります。瀬戸内海に面し、山陽新幹線が停車し、岡山空港からは東京・札幌・沖縄などへの航空便も就航しております。農業は桃・ブドウなどのフルーツ、工業は精密機械・食品加工、商業は岡山駅周辺の一大商業地、観光は岡山城・後樂園、大学は国立岡山大学・岡山理科大など有しております。また市内には路面電車が通り、駅から東に1km、南に1kmを商業基盤とし、その地区の中に商店街や芸術創造劇場を配置し中心市街地のにぎわい創出をしています。今回は中心市街地のにぎわい創出の一部を担っている芸術創造劇場ハレノワを視察しました。

ハレノワは現在解体中の岡山市民会館と市民文化ホールの老朽化に伴い、2013年から検討・計画を重ね、2019年建設工事着工、2022年竣工・引渡しとなった総工費約200億円、維持費指定管理料6億円の「魅せる」「集う」「つくる」の3つをコンセプトにした事業です。1753席を有する大劇場、807席の中劇場、300席の小劇場と広さの違う劇場といくつかのスペースを設置し、それぞれに役割を持たせて市民のニーズを共有しています。この劇場の役割は「人材育成、情報収集、交流・発信出来る施設」「都市のランドマークとし、1kmスクエア内の回遊性を図り、都市の活性化に寄与する施設」「舞台・音楽芸術などの専門人材を配置し事業展開する施設」「文化芸術に関する情報収集と提供を行う拠点施設」「気軽に立ち寄れる文化の広場として開かれた施設」「災害発生時の一時避難所となることを配慮した施設」というように様々な視点から活動指針を設定した施設となっています。

所管

岡山駅から東に1km、南に1kmのところに芸術創造劇場ハレノワは位置しておりました。道中、いくつかの商店街があり、路面電車もハレノワのすぐそばまで走っておりました。ハレノワ自体に駐車場は多く置かず、駅からの回遊を図り、中心市街地のにぎわいを創出しているようでした。施設にはランドマークとしての役割と文化の発信、文化の創造を目的とした役割が感じ取れました。

前橋市においては県民会館の解体が決定し、前橋テルサも解体されようとしています。文化の発信・創造・維持は目に見えない、市民にとっての重要な生活要素であります。目に見えない資源を可視化し、市民と共有するためにランドマークは必要です。市民との情報交換を重ね、対応の早期発信をしていかなければならないと感じました。



石川県能美市視察報告書

能美市まち整備課長

西藤充生 氏

① 市営住宅への外国人受入れについて（外国人労働者のシェアハウス）

概要

能美市は平成１７年に能美郡根上町、寺井町、辰口町の３町が合併した比較的新しい市で、伝統工芸である九谷焼の絵付けで知られています。平野が多く、交通の便も良いことから企業の工場進出が活発で市内には１１の工業団地・産業団地が存在します。また、市営住宅を２７戸（入居率８４％）、特定公共賃貸住宅を４３戸（入居率５８％）有しています。

特定公共賃貸住宅市営粟生北住宅は平成１０年特定公共賃貸住宅の供給の促進に関する特別措置法に基づく整備（現 特定優良賃貸住宅）により、３LDK、１５戸、家賃５５,０００円は入居要件が家族での入居（単身不可）、保証人（県内在住親族１名 or 市内２名＊入居者と所得が同等以上）、収入基準が１５８,０００円～４８７,０００円/月というもので、広い間取りと利便性が悪い立地（工業団地に近い）により入居率が５８％に留まっていました。また、外国人は民間アパートになかなか入居できず、入居できても遠方の住宅となり、降雪時等の通勤環境が厳しい。こうした背景から、能美市には以前より市営住宅に外国人を入居させることができないかとの相談があったこと、粟生工業団地振興会から外国人の粟生北住宅の空き部屋活用の要望があったことにより、住宅政策、住宅セーフティネット法に規定する「住宅確保要配慮者」粟生北住宅の入居率改善を目指して外国人労働者によるシェアハウスの検討に入りました。国・県と協議し、全国的に特定公共賃貸住宅の入居率低下と住宅セーフティネット法が追い風となり、目的外使用の要件として本来入居者の入居を阻害しないことと毎年の許可申請とすることが決まり、自治会への説明と既存入居者への説明（２回）を行い、募集へと辿り着きました。

募集概要は以下の通り。

契約者：市内企業

入居者：市内企業が雇用する外国人労働者

使用料：５５,０００円/月

使用期間：１年更新、住宅に空き部屋ある状態が続いていれば継続

入居人数：一部屋あたり４人以内

募集住戸：市営粟生北住宅４室

＊応募が多数の場合は抽選

入居条件は以下の通り。

○企業の条件

- ・企業が入居者の管理・監督に責任を持つこと
 - 入居マナー（生活マナー、騒音の禁止、ゴミの出し方など）は事前に指導
 - 苦情等がある場合は、企業側に伝え改善してもらう
 - 悪質な迷惑行為等に対しては、市が住宅の使用を取り消すことが可能

○入居者の要件

- ・市内企業に勤めている外国人
- ・使用する住宅や共用部、敷地内の維持管理を適切に行えること
- ・使用する住宅を汚したり、壊したり、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと

こうした募集概要・入居条件の結果、事前相談企業が3社で最終2社の申込みとなり、4戸募集で3戸の入居が決定しました。また、希望が多いため新規募集を検討している状況です。

所感

能美市の平野が多く、交通の便が良いという環境は本市にも当てはまり、加えて本市は首都圏にも近く、災害の発生リスクも少ないことから、企業誘致には能美市と同等あるいはそれ以上の強みを有していると思われます。今後、そうした強みから新しい企業が本市に進出し、工場が建設され外国人労働者を雇い入れる場合、または五代工業団地に代表される既存工業団地における外国人労働者の受入れ増加等は、特に本市にある日本語学校の多くの外国人学生の就職先としての受け皿になる可能性が高まります。本市も市営住宅の空き部屋解消を進める必要がある中で、企業側は外国人労働者に対する福利厚生の一環として長期に働いてもらえるメリットがあり、外国人労働者にとっては民間アパートの高い家賃に比べ、能美市のケースに当てはめた場合、一部屋を4人でシェアすると $55,000 \text{ 円} \div 4 \text{ 人} = 13,500 \text{ 円/一人}$ となり、格安で住居を確保できることになります。このように本市、本市にある企業、本市の企業で働く外国人労働者の三者にとってメリットがある市営住宅への外国人労働者の受入れは、今後益々ニーズが増えるものと予想されることから、条件を整えば施策として検討する余地があるものと感じました。

② 空き家対策について

概要

能美市は平成 28 年に専門家による市の対策方針への的確なアドバイスを目的に「能美市空家等対策協議会」を設立。空家等対策計画の策定及び改訂、条例改正、特定空家等の認定などに関する事項を協議しています。空家等対策協議会委員は空家等対策の推進に関する特別措置法により定められている市長、市議会議員、地域住民、法務、不動産、建築、福祉、学識経験者からなる 10 名の委員により運営されています。

能美市空家対策計画

- ・平成 28 年度策定、平成 30 年度改訂、令和 3 年度改訂、令和 6 年度改訂
- ・計画期間は 5 ヶ年とし、必要に応じて内容の改訂を行う。

能美市空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例

- ・平成 30 年度策定施行、令和 6 年度改正。
- ・町会・町内会等の自治組織の責務を定める等、市と空家所有者だけでなく自治組織も協力して対策していく内容。
- ・条例改正が必要となる場合に空家等対策協議会において専門家の意見をいただき協議した後、議会に上程。

特定空家等の認定

- ・能美市空家対策協議会に諮り、これまで 9 件を特定空家等に認定。
うち 4 件は所有者が解体、4 件は略式代執行、残る 1 件は相続放棄され所有者不在であるため、今年度略式代執行予定。
なお「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態の空家を指します。

令和 6 年に条例改正が行われ、苦情を受けて改善を依頼するも対応が進まない空家を「管理不全空家等」に認定し、指導・勧告を行い、勧告を受けた空き家は固定資産税の住宅用地特例が解除されることとしました。この条例改正により勧告まで迅速な対応が可能になりました。

空き家問題解決へのアプローチとして発生予防に力を入れた、以下のような空き家所有者への適正管理の啓発活動があります。

○空き家対策セミナー

- ・南加賀地区 5 市町村合同で開催（年 1 回）

○空き家に関する相談会

- ・石川県宅地建物取引業協会の協力を得て個別の無料相談会を開催（年 2 回）

○出前講座（町会・町内会）

- ・空き家対策について町会・町内会の公民館等への出向き講義（要望があれば随時）

また、空き家が発生した後の再利用として平成 26 年に創設された「能美市空き家バンク制度」があり、空き家バンク制度による流通の促進を目的とした内容は以下の通り。

○市のホームページに掲載

- ・空き家所有者と入居希望者をマッチング
所在地、面積、希望価格、賃貸・売買等を掲載

○石川県宅地建物取引業協会との協定

- ・内部調査を委託（設備・権利関係の確認、間取り図の作成等）

○制度開始から 137 件の登録、98 件の制約（令和 6 年度末時点）

また、空き家バンク制度による利活用の促進を目的とした内容は以下の通り。

○空き家改修費等補助制度

- ・空き家バンクに登録された物件の改修（リフォーム）にかかる費用を補助
対象者：入居者、所有者の申請
対象経費：雨水による漏水に伴う屋根、外壁、内装の改修
台所、浴室、便所等の生活をするために必要となる水回りの改修
補助金額：1/2 以内 50 万円限度
* 市外業者利用の場合は半額

○空き家清掃費等補助金

- ・空き家バンクに登録された物件の清掃（クリーニング）にかかる費用を補助
対象者：入居者、所有者の申請
対象経費：家財道具等の処分・搬出費清掃にかかる費用
補助金額：1/2 以内 5 万円限度
* 市外業者利用の場合は半額

そのほか空き家の発生予防、危険の除去を目的とした空き家対策補助金があります。

○空き家等解体費補助金（発生予防）

- ・空き家等の解体にかかる費用を補助
対象者：市税に滞納のない個人
補助金額：老朽空き家 1/5 補助 10 万円限度（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築
・木造住宅）
不良空き家 1/2 補助 50 万円限度（条例で規定する判定の評価が
100 点以上）
市内業者を利用した場合 5 万円加算

○空き家等対策地域活動費補助金

- ・自治会が行う空き家対策にかかる経費を補助

対象者：町会・町内会

対象経費：危険回避のための修繕、処分、樹木伐採及び看板設置に要する経費

空き家等対策のためのチラシ作成費

空き家等調査の資料作成に要する経費

補助金額：全額補助 10 万円限度

さらに空き家の発生予防、危険除去を目的として、所有者から有効活用が見込まれる建物及び土地の寄附を受け入れ、市が第三者に流通させることで空き家等の解消及び土地流通を図るという補助事業を行っており、内容は以下の通り。

○空き家寄附受け補助事業

対象経費：建物及び土地の相続登記や測量、分筆等の費用

建物の解体に要する費用

補助金額：補助対象費用の全額

条件

建物：能美市内の建物

確認申請手続きが行われている

土地：建築基準法の道路に有効に接している

農地転用の手続きを行っている

電気及び上下水道のインフラを容易に利用できる

受けられないもの

建物：長屋又は共有住宅の一部

解体工事を行うことが困難

建物の中にゴミ等の放置

物権又は債権が設定されている

土地：狭小地（面積が 165 平方メートル以下）

不整形地

災害危険区域又は土砂災害等の災害の恐れがある土地

物権又は賃借権が設定されている

所感

能美市は空き家対策にもかなりの力を入れていることが伺えました。特に市長、市議会議員、地域住民、法務、不動産、建築、福祉、学識経験者からなる 10 名の委員によって運営されている空き家等対策協議会は、空き家に対する様々な意見を集めることができる組織として、幅広く機能するものと思われました。また、条例においては町会・町内会等の自治組織に対しても責務を定めることで、市と空き家所有者だけでなく自治組織も協力して対策する内容とすることや、空き家問題解決へのアプローチを発生予防、再利用、危険の除去という三つのカテゴリーを設定し、それぞれに応じた様々な補助金を設定する等の対応は能美市の空き家解消に向けた本気度が感じられました。本市の空き家対策においても能美市の空き家対策は大いに参考になると思われ、その中の一部を取り入れても良いのではないかと思います。